



テミス通信

第 29 号 / 2017年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



御堂筋 淀屋橋界限

朝夕、過ごしやすくなりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

芸術の秋、スポーツの秋、そして食欲の秋と申しますが、

どこからともなく聞こえてくる虫の音に、秋の到来を感じます。

夜道、小さな草むらがあれば、ちょっと立ち止まって耳を傾けてみて下さい。

何種類もの虫の音が、重なりながら、間を置きながら聞こえてきます。

あなたは、どんな秋を満喫されますか。

「テミス通信 第29号」をお届けいたします。

(佐井恵子)

自転車賠償保険義務化

自転車を新しくしました。そこで・・・。

大阪府では、平成28年7月1日より、自転車損害賠償保険加入が義務化されています。

大阪府の平成27年の自転車事故件数が、12222件。都道府県別の自転車事故数は全国ワースト1

という残念な結果です。自転車事故といっても重大な被害を招きます。自転車損害賠償保険は、自動車保険や火災保険の特約、共済、団体保険に含まれている場合もありますので、保険証を一度確認なさっておいてください。

もちろん、安全運転が一番ですね。

(佐井恵子)

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



身近な法律問題 成年年齢の引き下げ

20歳で成人。明治29年に民法は、「満20年ヲ以テ成年トス」と制定しました。ところが、平成19年に憲法改正手続に関する国民投票法、平成27年に公職選挙法が成立し、投票年齢が18歳以上に引き下げられ、今秋の臨時国会に、法相は、民法の成年年齢引き下げ法案の提出を目指すという意向を示しています。

18歳成人となると、何が変わるのでしょうか。「大学生の起業がスムーズになる」「遺産分割の場面で、一定数の手続きが楽になる」もっと身近な「高校生の進路相談は？先生と生徒の関係性は？」「少年法の適用は？」と、次々に？が浮かんでいきます。関係法令の数は308ともなれば、社会に及ぼす影響は大きいですね。そこで、民法の成年年齢の引き下げについて考えてみました。



世界の状況は

欧米では、1960年代後半から70年代にかけて、成年年齢を18歳に引き下げる国が相次ぎました。学生運動などによる社会への異議申立てに政治が応えたという背景があります。世界の中の187か国中141か国が、18歳成年年齢を採用するに至っています。また、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権や選挙権を与える例が非常に多いということです。日本においては、前述した国民投票法がきっかけとなって、政府主導による成年年齢引き下げの方向に進んでいます。

未成年者は、親の同意なく単独で契約ができない

未成年者が親の同意なく行った法律行為は、理由の如何を問わず、未成年者であることをもって取り消すことができます。今は、この「取消権」が19歳以下の若者を個別に救済するだけではなく、悪質な事業者への抑止力となっています。国民生活センターの年代別消費者相談件数が、20歳を超えると増加するということから、成年年齢の引き下げにより、消費者被害が増えることが懸念されます。また、ローンを組んだりすることで、高額な債務を人生のスタート時点で背負う可能性があり心配です。

未成年者に対する親の権利、義務

親は、子の利益のために、子を監護・教育する権利と義務を負います。これらは、社会的に未熟な子どもを保護して、子どもの精神的・肉体的な成長を図っていかねばならない親の義務という側面もあります。また、子の財産を管理する権利や、身分上の行為の代理権等があり、これらが18歳成年を機に、親の権利、義務から外れます。18歳といえば多感な高校生。校内のみならず校外での生徒指導など、教師と生徒の関係性は変わっていくのでしょうか。

少年法の成人年齢の引き下げ

民法の話とはそれますが、少年法の成人年齢引き下げについては、皆さん関心のあるところではないでしょうか。少年法は、健全な育成という立場から、少年犯罪について、立ち直りを重視して特別な手続きを定めた法律です。法の目的が異なりますので、民法の成年年齢と少年法の成人年齢を同一としなければならないものではありません。報道を見ていると、凶悪な少年事件が後を絶たないという印象を持ちますが、一方で、少年事件が10年前の3分の1近くまで減っていることから、現在の制度はうまく機能しているという意見も出されています。要は、社会の安定と少年の更正に向けての教育のバランスある検討が必要なのではないでしょうか。

18歳は大人なのか

若者の経済的な自立は、高学歴化と共に遅くなっています。また、精神医学の世界では、若者が成熟する年齢は30歳、あるいは35から40歳という意見があるのだとか。そこまで遅くなると、親も困ってしまいますね。やはり、民法上の成年年齢を考える上での基準は、個々人の能力をみるのではなく、その年齢の若者が単独で民法上の契約ごとができるだけの判断能力を有すると一般に認められるかどうかに求められるものなのでしょう。もっとも、現状を鑑みれば、成年年齢の引き下げの前に、何らかの社会的な支援や法整備、教育が必要であると考えます。(佐井恵子)

民法の「成年年齢の引き下げ」 アンケートご協力のお願い

記事「身近な法律問題」はいかがでしたか？ 是非、18歳成人について、みなさまの考えをお聞かせください。下記アンケートにご協力いただければ幸いです。
※このアンケートの回答は後日、テミス通信記事内にて掲載(抜粋)させていただきます。ご了承ください。

(1) 成人年齢を満18歳まで引き下げることについて

賛 成 反 対

(2) どうぞご自由にご意見をお聞かせください。

(3) よろしければ、年齢、男女の別をお願いします。

男 性 女 性

80代以上 70代 60代 50代 40代 30代 20代 10代

アンケートの回答は 佐井司法書士法人

F A X 06-6365-1109

Eメール keiko@sai-shihou.jp まで、よろしく申し上げます。

ご協力いただき、ありがとうございました。
テミス通信2017年9月号



下請取引の際は『資本金』にご注意を！

日本の企業のうち、99.7%は中小企業、そのうち87.0%は小規模企業とされています。中小企業が元気であることが日本経済の原動力であるということは、紛れもない事実ですが、大企業に比べると、どうしてもその立場や地位は弱いものです。

中小企業は、しばしば自社より大きな企業の「下請」という形で事業を行います。そこで、今回は、主に中小企業等の下請事業者の利益を保護することを目的とした『下請代金支払遅延等防止法（下請法）』という法律をご紹介します。

下請代金支払遅延等防止法とは??

この法律では、「親事業者」は優越的な地位にあるとして様々な義務（違反には立入検査、勧告、罰金の可能性あり）を課すことにしています。「親事業者」、「下請事業者」の定義は具体的に定められており、『取引内容』と『資本金』が大きなポイントになります。

(1) 親事業者、下請事業者の定義

- a (取引内容) ①物品の製造委託、②物品の修理委託、③プログラムの作成委託、
④運送業務の委託、倉庫保管業務の委託等

《親事業者》

《下請事業者》

資本金：3億円超 ⇒ 資本金：3億円以下（個人含む）

資本金：1,000万円超3億円以下 ⇒ 資本金：1,000万円以下（個人含む）

(例：下請事業者A社（資本金1,000万円）が、親事業者B社（資本金3,500万円）の販売する物品の部品製造を受託する場合。)

- b (取引内容) 情報成果物作成委託、役務提供委託（上記aの委託業務を除く）

《親事業者》

《下請事業者》

資本金：5,000万円超 ⇒ 資本金：5,000万円以下（個人含む）

資本金：1,000万円超5,000万円以下 ⇒ 資本金：1,000万円以下（個人含む）

(例：下請事業者C社（資本金1,000万円）が、親事業者D社（資本金5,000万円）が製造する物品の設計を受託する場合。)

ポイントは、a、bの取引内容とも、資本金1000万円以下の会社（個人）は、資本金1000万円超の会社の下請取引をする際には保護を受けられるということ。資本金1000万円超の会社が他社の下請取引をする際は、取引内容により、親事業者の資本金をチェックする必要があります。

(2) 親事業者の義務

- a 書面の交付義務（発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載）
b 下請代金の支払期日を定める義務（60日以内）
c 書類作成、保存義務（2年間保存）
d 遅延利息支払義務（年14.6%の遅延利息）



(3) 親事業者の禁止行為

- a 下請代金の支払遅延の禁止 b 下請代金の減額の禁止 c 返品禁止
d 買いたたきの禁止 e 物の購入強制の禁止 f 報復措置の禁止 等々

資本金を変更する場合の注意点！

当法人では、資本金の増資手続きのご相談をいただいた際、増資後の資本金が「親事業者」の定義に該当してしまうと、業務を委託をする場合に様々な義務を課される可能性がありますので十分に注意が必要な旨をご案内するようにしております。

また、「下請事業者」の立場からすれば、資本金を増やすことで増資後の資本金が「下請事業者」の定義に該当しなくなり、業務の委託を受ける場合に保護が受けられなくなるということもありますので、同様に注意を要します。

逆に、業績が芳しくなく資本金を減額する場合、新たに「下請事業者」の定義に該当するというケースもあります。保護を新たに受けられるので良い面もありますが、懇意の取引先が突然「親事業者」の定義に該当してしまい、取引先が新たに様々な義務を負うというケースもあります。

取引先の資本金は、法務局で登記簿謄本を取得すれば確認することができます。

これから新たに取引を始められる場合はもちろんですが、既存の取引であっても、このタイミングに取引先の資本金を再確認してみてもはいかがでしょうか。 (山添健志)

ご近所探訪 ～老松通り編～

今回は、大阪市北区西天満4丁目界隈にある老松通りをご紹介します。全長約1 kmの通りには古美術・骨董品店、画廊が連なっています。かつては大塩平八郎や、連歌・俳諧師の西山宗因らが住み、学問・文化の街として知られていました。古美術店が増え始めたのは戦後のことです。毎年、春と秋には老松古美術祭が開催され、大勢の人が訪れます。老松通りには寿司、蕎麦、イタリアン、中華など美味しいお店が軒を連ねています。最近ではテレビに取り上げられ、予約が1ヶ月先待ちなんてお店もあり、芸術と食欲の秋を満喫するにはオススメです！！ (中村佐和子)



スタッフ紹介・拡大版 ～18歳の頃の思い出～

アンケートにちなみ、18歳の頃の思い出してみました。



テニス部で青春していたなあ
(司法書士 佐井恵子)

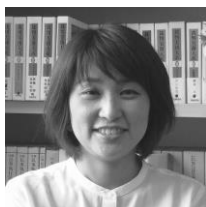
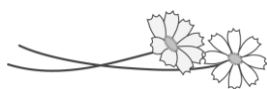
バラ色の大学生生活に心躍らせ
つつも、現実には甘くなかった。
(司法書士 山添健志)



受験勉強から解放され、部活の
友人達と北海道に卒業旅行
(事務局 中村佐和子)



江坂の図書館で、その後10年
以上ものつきあいとなる運命
の出会い(本との)
(事務局 佐井陽子)



ストレスから顔にニキビをたくさんつくって受験
勉強していました。
(事務局 後藤葵)

遺言セミナーのご報告

山添が講師を担当させていただき、9月5日「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」を当事務所で開催しました。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございます！

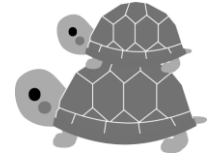
遺言書を書いておいた方が良い事例をご紹介し、遺言書があるだけで、残された人がどれだけ手続きが楽になるかという点をお伝えしました。若くても、資産家でなくても遺言書を書く意味があるということを知っていただき、少しでも身近に感じていただけたなら嬉しい限りです。

ご参加いただいた方の声を少しご紹介致します。

『分かりやすく説明いただき、簡単に自分でも書けることがわかりました』

『まだまだ先のことかと考えていましたが、前もって書いておくことで、無用な負担を家族にかけないことができることがわかりました』

『仕事で使える知識をたくわえることができました』



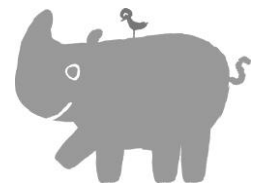
(山添健志)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。長谷川芳徳様、beyond 社会保険労務士法人様、七転八起 岸本正明様 株式会社 Be-Planning 様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・18歳が成年年齢となれば、10年後20年後の若者の姿や日本の社会は大きく変わるでしょう。それほど大きな改正になります。この民法改正と共に、恋愛感情を利用した「デート商法」や、就職に不安を抱く学生を狙った高額セミナー受講などの契約取消権を認める消費者契約法の改正案が秋の臨時国会に提出されるとのことです。関心をもって見守りたいですね。
- ・会社の登記に、いつになく日数がかかっています。3月末決算の会社で、6月末の株主総会を受けて7月上旬に申請したもので3週間ほど。今でも登記ができあがるまでに2週間ほどかかっています。オンライン申請をしていますので、従来5日もあれば完了していました。法務局の事情は分かりませんが、出来上がり後の登記簿謄本をお待ちいただいている皆さまにはご迷惑をおかけすることになり、ヤキモキする毎日です。
- ・その日を待ち遠しく思っていた催し、ヴァイオリンの組み立て教室に参加しました。集まったのは、弦楽器経験者の大人4人。夏休み子ども企画を大きく外してしまっているなと運営者さんを心配しましたが、弦楽器の構造が理解できて面白く、演奏指導もあって楽しめました。ご近所に遠慮で、家では弾けないことが残念です。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただくと幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>